

社会保険・労働保険

社会保険について

サラリーマンと個人事業主との違い

個人事業主になったら、保険手続も全て自分でしなければなりません。

サラリーマンとの保険の仕組みを比較してみましょう。

社会保険は、厚生年金と健康保険の2種類があります。法人は必ず加入しなければなりません、個人は任意加入でかまいません。

保険料は、事業主と従業員とで半分ずつ負担し、給料支払をした月の翌月末日までに納付することになっています。

サラリーマンの場合	
＝厚生年金＝	＝健康保険＝
一定の平均給与を基に、保険料の計算基礎となる標準月額を算定する。	種類： 1 政府管掌健康保険（通常「社保」と呼ばれている） 2 組合健康保険（大手企業・グループが運営） 3 共済組合健康保険（公務員や私立学校の教職員など対象） 医療費負担：3割 一定の平均給与を基に、保険料の計算基礎となる標準月額を算定する。



個人事業主の場合	
＝国民年金＝	＝国民健康保険＝
退職者：市町村の年金課で加入手続きをする。（年金手帳があれば持参） 納付：1ヶ月約1万5000円程度の定額支払（振込か自動引き落とし） ※年払いもできる	退職者：市町村の国民健康保険課で加入手続きをする。従来、加入していた健康保険に継続加入することも可能。離職の日から20日以内に手続き 組合健康保険（大手企業・グループが運営） 共済組合健康保険（公務員や私立学校の教職員など対象） 医療費負担：3割 納付：前年の所得に応じて保険料が決まる。納付回数は、市町村により異なる。

労働保険について

労働保険とは

◎労働保険は、労災保険（業務上の事故や通勤途中でのケガなどを対象に給付する保険）と雇用保険（労働者の意志にもかかわらず失業している場合に受け取ることができる保険）を言い、加入が義務づけられています。

◎労働保険は労働基準監督署、雇用保険は職業安定所が管轄しており、従業員を雇い入れた日から10日以内に手続きをしなければなりません。

加入：	加入は個人でも可能（労働保険事務組合に加入すれば手続きは簡単）	
納付：	一括納付（労働保険事務組合に加入すれば3回に分割納付可）	
保険給付：	労災保険給付：	治療費や入院費を全額国が負担（労災給付金） 休業中の賃金を給付（平均給与の60%が目安）
	雇用保険給付：	再就職時は再就職手当支給 職業教育訓練給付金など

労災保険特別加入制度

労災保険は本来、労働者の負傷や障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも一定の条件に該当する人には任意で加入を認められています。加入すれば、業務や通勤でケガ、病気になったとき、治療費や入院費を全額国が負担してくれます。不幸にも死亡した場合には、遺族年金も支給されます。

特別加入の条件

特別加入対象者の条件のうち、この場合には「中小事業主等」が該当します。そして、中小事業主等が特別加入するには、雇用する労働者の労働保険関係が成立していること、労働保険の事務処理を労働保険事務所組合に委託していることの二点が必要となります。

※労働保険の事務処理を労働保険事務組合とは、労働大臣が認可した事業主の団体で、特別加入手続きのほか、労働保険料の申告納付などの事務手続きも代行してくれます。

- 労働者数50人以下の金融・保険・不動産・小売
- 労働者数100人以下の卸売業・サービス業
- 労働者数300人以下のその他の業種

※特別加入対象者の「中小企業」と認められる規模

手続きについて

労働保険事務所組合を通じて申請書が所轄の労働基準監督署長を経由して、都道府県労働基準局長に対して提出されますので、労働保険事務所組合に全ておまかせします。自分が開業している住所地の管轄の職業安定所に行けばいくつかの労働保険事務所組合を紹介してくれます。

※申し込みから保険料納入までの手順

- 1・労働保険事務所組合(担当者)との打ち合わせ(概算労働保険料等の決定)
- 2・労働保険事務委託書を組合担当者と共同で作成する
- 3・労働保険事務処理委託・労働保険関係成立届、特別加入申込書とその別紙を共同で作成する
- 4・作成後、組合担当者が公共職業安定所や労働基準監督署に提出
- 5・官庁受理
- 6・労働保険料の納入通知が来る
- 7・指定期日までに保険料を納入する

※より詳しい情報は、白岡市商工会までお問い合わせください。